

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

1. 制定の趣旨

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総確法」という。）第 11 条の 2 の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、電子資格確認の事務その他の厚生労働省令で定める事務について、利用者証明用電子証明書を内部で利用し、又は相互に提供することができることとされている。
- 当該事務については、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号。以下「総確法施行規則」という。）第 7 条の 2 各号に規定されているところ、今般、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 の規定に基づき市町村が実施する検診の対象者に係る電子資格確認を可能とするため、総確法施行規則第 7 条の 2 に事務を追加する。

2. 省令案の概要

- 総確法施行規則第 7 条の 2 に掲げる事務として、健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に掲げる事業の対象者に係る電子的な資格確認の事務を追加する。

3. 根拠条項

- 総確法第 11 条の 2

4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 1 月中旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 3 月 1 日